

令和7年1月10日 公告

「令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（なんば市税事務所）」

同一内容のページを2枚ずつ掲載しておりましたので、不要なページを削除しています。

（記載内容に変更はありません）

1～2ページ		
誤	<p>令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所) 仕様書</p> <p>1 案件名称 令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所)</p> <p>2 概要 本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。</p> <p>3 関係法令の遵守 受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。) その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。</p> <p>4 排出事業者 本業務における排出事業者は大阪府なんば市税事務所とする。</p> <p>5 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。</p> <p>6 業務内容 (1) 産業廃棄物の種類、数量等 別紙1のとおり (2) 収集場所 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)4階、5階 (3) 搬出作業の時間帯 土日祝を除く、平日の9時～17時半を基本とする。 (4) 処分の場所、方法及び処理能力 受注者は、関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図るとともに、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。</p> <p>7 提出書類 (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙2に記載すること。 ア 事業の範囲 イ 処分する場所の所在地 ウ 処分方法 エ 施設の処理能力 オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力 (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、業務体制連絡表(様式1)を作成し、発注者へ通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。 (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書(様式2)を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。</p>	<p>令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所) 仕様書</p> <p>1 案件名称 令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所)</p> <p>2 概要 本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。</p> <p>3 関係法令の遵守 受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。) その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。</p> <p>4 排出事業者 本業務における排出事業者は大阪府なんば市税事務所とする。</p> <p>5 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。</p> <p>6 業務内容 (1) 産業廃棄物の種類、数量等 別紙1のとおり (2) 収集場所 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)4階、5階 (3) 搬出作業の時間帯 土日祝を除く、平日の9時～17時半を基本とする。 (4) 処分の場所、方法及び処理能力 受注者は、関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図るとともに、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。</p> <p>7 提出書類 (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙2に記載すること。 ア 事業の範囲 イ 処分する場所の所在地 ウ 処分方法 エ 施設の処理能力 オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力 (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、業務体制連絡表(様式1)を作成し、発注者へ通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。 (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書(様式2)を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。</p>
	正	<p>令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所) 仕様書</p> <p>1 案件名称 令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市税事務所)</p> <p>2 概要 本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。</p> <p>3 関係法令の遵守 受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。) その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。</p> <p>4 排出事業者 本業務における排出事業者は大阪府なんば市税事務所とする。</p> <p>5 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。</p> <p>6 業務内容 (1) 産業廃棄物の種類、数量等 別紙1のとおり (2) 収集場所 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)4階、5階 (3) 搬出作業の時間帯 土日祝を除く、平日の9時～17時半を基本とする。 (4) 処分の場所、方法及び処理能力 受注者は、関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図るとともに、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。</p> <p>7 提出書類 (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙2に記載すること。 ア 事業の範囲 イ 処分する場所の所在地 ウ 処分方法 エ 施設の処理能力 オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力 (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、業務体制連絡表(様式1)を作成し、発注者へ通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。 (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書(様式2)を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。</p>

誤

- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに完了届(様式3)を作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 受注者の事業範囲  
受注者の事業範囲は別紙2記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。  
許可項目は、廃プラスチック、木くず、金属くず及び繊維くずが必要である。

9 運搬の最終目的地  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力  
受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用  
(1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:https://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。  
(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。  
(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。  
(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項  
(1) 搬出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。  
(2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう注意すること。  
(3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。  
(4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じ、使用する台車等においても、ゴム輪等を使用すること。使用する台車等においても、ゴム輪のものを使用すること。方が一請負業者の責に帰すべき事由により損傷を与えた場合は、直ちに完全に修繕等を実施すること。交通事故等(人身事故、労働災害事故等)が発生した場合においても同様とする。  
(5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに完了届(様式3)を作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 受注者の事業範囲  
受注者の事業範囲は別紙2記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。  
許可項目は、廃プラスチック、木くず、金属くず及び繊維くずが必要である。

9 運搬の最終目的地  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力  
受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用  
(1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:https://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。  
(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。  
(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。  
(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項  
(1) 搬出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。  
(2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう注意すること。  
(3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。  
(4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じ、使用する台車等においても、ゴム輪等を使用すること。使用する台車等においても、ゴム輪のものを使用すること。方が一請負業者の責に帰すべき事由により損傷を与えた場合は、直ちに完全に修繕等を実施すること。交通事故等(人身事故、労働災害事故等)が発生した場合においても同様とする。  
(5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

正

- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに完了届(様式3)を作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 受注者の事業範囲  
受注者の事業範囲は別紙2記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。  
許可項目は、廃プラスチック、木くず、金属くず及び繊維くずが必要である。

9 運搬の最終目的地  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力  
受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管  
受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物について、積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用  
(1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:https://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。  
(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。  
(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。  
(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項  
(1) 搬出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。  
(2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう注意すること。  
(3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。  
(4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じ、使用する台車等においても、ゴム輪等を使用すること。使用する台車等においても、ゴム輪のものを使用すること。方が一請負業者の責に帰すべき事由により損傷を与えた場合は、直ちに完全に修繕等を実施すること。交通事故等(人身事故、労働災害事故等)が発生した場合においても同様とする。  
(5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

誤

(6) 作業の際には、必要に応じてビル管理会社への作業届を提出すること。

14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを委託することはできない。  
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等  
イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務(最終処分は除く)  
ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンベ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。  
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	業務において発生したもの
産業廃棄物の性状及び荷姿	別紙1のとおり
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン	なし

(6) 作業の際には、必要に応じてビル管理会社への作業届を提出すること。

14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを委託することはできない。  
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等  
イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務(最終処分は除く)  
ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンベ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。  
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	業務において発生したもの
産業廃棄物の性状及び荷姿	別紙1のとおり
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン	なし

正

(6) 作業の際には、必要に応じてビル管理会社への作業届を提出すること。

14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを委託することはできない。  
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等  
イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務(最終処分は除く)  
ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンベ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。  
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	業務において発生したもの
産業廃棄物の性状及び荷姿	別紙1のとおり
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン	なし

受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マーク表示に関する事項	
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い  
 発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合  
 ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。  
 イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。  
 ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。
- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合  
 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理  
 本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 障がいのある人への合理的配慮の提供  
 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マーク表示に関する事項	
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い  
 発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合  
 ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。  
 イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。  
 ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。
- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合  
 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理  
 本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 障がいのある人への合理的配慮の提供  
 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

課

受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マーク表示に関する事項	
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い  
 発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合  
 ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。  
 イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。  
 ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。
- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合  
 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理  
 本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 障がいのある人への合理的配慮の提供  
 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪府が定めた「大阪府における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

正

誤

21 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両であること。
- (4) 搬出車両の駐車場として OCAT ビル 1 階荷捌場が使用でき、車両の乗り入れは 4t まで可能で、高さ制限は 3.15m である。
- (5) 搬出作業時において、OCAT ビル内エレベーターが使用可能である。なお、使用可能なエレベーターのサイズは別紙3のとおり。

22 事業担当

〒556-8670 大阪市浪速区湊町 1 丁目 4 番 1 号大阪シティエアターミナルビル 5 階  
 大阪市財政局なんば市税事務所  
 電話:06-4397-2948 管理担当 宮崎

21 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両であること。
- (4) 搬出車両の駐車場として OCAT ビル 1 階荷捌場が使用でき、車両の乗り入れは 4t まで可能で、高さ制限は 3.15m である。
- (5) 搬出作業時において、OCAT ビル内エレベーターが使用可能である。なお、使用可能なエレベーターのサイズは別紙3のとおり。

22 事業担当

〒556-8670 大阪市浪速区湊町 1 丁目 4 番 1 号大阪シティエアターミナルビル 5 階  
 大阪市財政局なんば市税事務所  
 電話:06-4397-2948 管理担当 宮崎

正

21 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両であること。
- (4) 搬出車両の駐車場として OCAT ビル 1 階荷捌場が使用でき、車両の乗り入れは 4t まで可能で、高さ制限は 3.15m である。
- (5) 搬出作業時において、OCAT ビル内エレベーターが使用可能である。なお、使用可能なエレベーターのサイズは別紙3のとおり。

22 事業担当

〒556-8670 大阪市浪速区湊町 1 丁目 4 番 1 号大阪シティエアターミナルビル 5 階  
 大阪市財政局なんば市税事務所  
 電話:06-4397-2948 管理担当 宮崎

品

別紙 1						別紙 1							
品目	数量	寸法(単位:mm)			写真	備考	品目	数量	寸法(単位:mm)			写真	備考
		W幅	D奥行	H高さ					W幅	D奥行	H高さ		
1 会議用椅子	11	450	550	810			1 会議用椅子	11	450	550	810		
2 事務用椅子	3	450	650	850			2 事務用椅子	3	450	650	850		
3 パーテーション	1	630	450	1,800		キャスターを食む寸法	3 パーテーション	1	630	450	1,800		キャスターを食む寸法
4 事務整理棚(レターケース)	1	800	400	1,100			4 事務整理棚(レターケース)	1	800	400	1,100		
5 簡易機	7	300	200	400			5 簡易機	7	300	200	400		
6 文具類・布製品	3	260	260	320		段ボール梱包	6 文具類・布製品	3	260	260	320		段ボール梱包
7 バイブファイル(段ボール梱包)	13	400	320	270		段ボール梱包	7 バイブファイル(段ボール梱包)	13	400	320	270		段ボール梱包
8 ゼスタマット	5	150	150	750			8 ゼスタマット	5	150	150	750		
9 カーペット	5	500	500	10			9 カーペット	5	500	500	10		
10 ホワイトボード	1	620	80	900			10 ホワイトボード	1	620	80	900		
11 ゴミ箱	1	360	250	600			11 ゴミ箱	1	360	250	600		
12 ポイスコール	4	450	400	300		段ボール梱包	12 ポイスコール	4	450	400	300		段ボール梱包
13 卓立て	1	450	300	500			13 卓立て	1	450	300	500		
14 傘	50	60	120	800			14 傘	50	60	120	800		

正

別紙 1						
品目	数量	寸法(単位:mm)			写真	備考
		W幅	D奥行	H高さ		
1 会議用椅子	11	450	550	810		
2 事務用椅子	3	450	650	850		
3 パーテーション	1	630	450	1,800		キャスターを食む寸法
4 事務整理棚(レターケース)	1	800	400	1,100		
5 簡易機	7	300	200	400		
6 文具類・布製品	3	260	260	320		段ボール梱包
7 バイブファイル(段ボール梱包)	13	400	320	270		段ボール梱包
8 ゼスタマット	5	150	150	750		
9 カーペット	5	500	500	10		
10 ホワイトボード	1	620	80	900		
11 ゴミ箱	1	360	250	600		
12 ポイスコール	4	450	400	300		段ボール梱包
13 卓立て	1	450	300	500		
14 傘	50	60	120	800		

品

15	デジタルカメラ・記録類	5	200	300	100		段ボール梱包
16	電話機9台	1	480	600	250		1箱の段ボールに梱包
17	電話スタンド	1	550	300	200		段ボール梱包
18	手摺り金庫	1	220	180	100		
19	プリンター台	1	600	450	600		
20	金属板	6	800	900	600		
21	ソフト市木	4	100	100	950		
22	机台	2	600	600	200		
23	かご	一式	450	400	450		
24	ポット	1	270	270	300		段ボール梱包
25	敷断機	1	310	600	700		
26	掃除機	2	290	200	900		
27	プラスチックテーブル兼立	1	650	450	400		ケース梱包
28	シュレッダー	1	800	800	900		

15	デジタルカメラ・記録類	5	200	300	100		段ボール梱包
16	電話機9台	1	480	600	250		1箱の段ボールに梱包
17	電話スタンド	1	550	300	200		段ボール梱包
18	手摺り金庫	1	220	180	100		
19	プリンター台	1	600	450	600		
20	金属板	6	800	900	600		
21	ソフト市木	4	100	100	950		
22	机台	2	600	600	200		
23	かご	一式	450	400	450		
24	ポット	1	270	270	300		段ボール梱包
25	敷断機	1	310	600	700		
26	掃除機	2	290	200	900		
27	プラスチックテーブル兼立	1	650	450	400		ケース梱包
28	シュレッダー	1	800	800	900		

正

15	デジタルカメラ・記録類	5	200	300	100		段ボール梱包
16	電話機9台	1	480	600	250		1箱の段ボールに梱包
17	電話スタンド	1	550	300	200		段ボール梱包
18	手摺り金庫	1	220	180	100		
19	プリンター台	1	600	450	600		
20	金属板	6	800	900	600		
21	ソフト市木	4	100	100	950		
22	机台	2	600	600	200		
23	かご	一式	450	400	450		
24	ポット	1	270	270	300		段ボール梱包
25	敷断機	1	310	600	700		
26	掃除機	2	290	200	900		
27	プラスチックテーブル兼立	1	650	450	400		ケース梱包
28	シュレッダー	1	800	800	900		

別

本項目は契約後記入とする。

別紙2

1 収集運搬に関する事業範囲  
(横込み場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

(横下ろし場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業区分 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

本項目は契約後記入とする。

別紙2

1 収集運搬に関する事業範囲  
(横込み場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

(横下ろし場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業区分 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

正

本項目は契約後記入とする。

別紙2

1 収集運搬に関する事業範囲  
(横込み場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

(横下ろし場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業区分 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

記

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分又は再生の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。  
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分又は再生の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。  
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力

正

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分又は再生の方法： \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。  
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

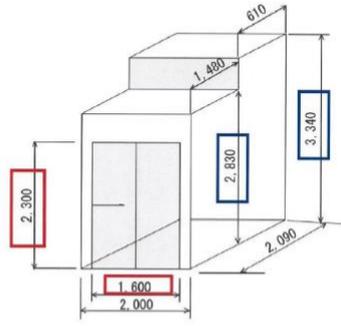
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力

別

別紙 3

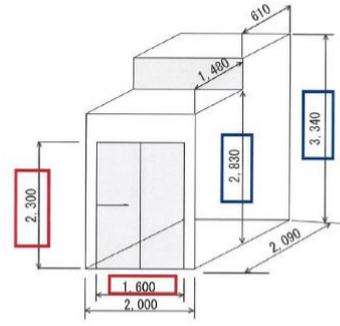
8号EV寸法



入口扉の大きさ  
EV内かごの高さ

別紙 3

8号EV寸法

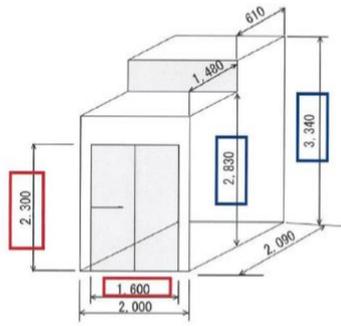


入口扉の大きさ  
EV内かごの高さ

正

別紙 3

8号EV寸法



入口扉の大きさ  
EV内かごの高さ

誤

<p style="text-align: right;">様式1</p> <p><b>業務体制連絡表</b></p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受注者 所在地 社名 代表者名</p> <p>業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>各業務体制について、次のとおり報告します。</p> <p>1. 事務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>2. 業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>3. 副業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>4. 作業員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table>		氏名				氏名				氏名				氏名			<p style="text-align: right;">様式1</p> <p><b>業務体制連絡表</b></p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受注者 所在地 社名 代表者名</p> <p>業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>各業務体制について、次のとおり報告します。</p> <p>1. 事務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>2. 業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>3. 副業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>4. 作業員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table>		氏名														
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																
	氏名																																

正

<p style="text-align: right;">様式1</p> <p><b>業務体制連絡表</b></p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受注者 所在地 社名 代表者名</p> <p>業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>各業務体制について、次のとおり報告します。</p> <p>1. 事務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>2. 業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>3. 副業務責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table> <p>4. 作業員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td></tr> <tr><td colspan="2" style="height: 20px;"></td></tr> </table>		氏名				氏名				氏名				氏名			
	氏名																
	氏名																
	氏名																
	氏名																

誤

様式2

### 業務計画書

令和 年 月 日

受注者 所在地  
社名  
代表者名

業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

各業務について、次のとおり実施します。

1. 業務を行うにあたり必要な資格等  
契約書に記載のとおり

2. 収集

場所	日時			従事人数	現場責任者氏名	運搬用車両	
	日付	開始予定時刻	終了予定時刻			車種	車両番号
仕様書のとおり							

3. 最終処分

場所	日付	開始予定時刻	終了予定時刻

様式2

### 業務計画書

令和 年 月 日

受注者 所在地  
社名  
代表者名

業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

各業務について、次のとおり実施します。

1. 業務を行うにあたり必要な資格等  
契約書に記載のとおり

2. 収集

場所	日時			従事人数	現場責任者氏名	運搬用車両	
	日付	開始予定時刻	終了予定時刻			車種	車両番号
仕様書のとおり							

3. 最終処分

場所	日付	開始予定時刻	終了予定時刻

正

様式2

### 業務計画書

令和 年 月 日

受注者 所在地  
社名  
代表者名

業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

各業務について、次のとおり実施します。

1. 業務を行うにあたり必要な資格等  
契約書に記載のとおり

2. 収集

場所	日時			従事人数	現場責任者氏名	運搬用車両	
	日付	開始予定時刻	終了予定時刻			車種	車両番号
仕様書のとおり							

3. 最終処分

場所	日付	開始予定時刻	終了予定時刻

様式2

### 業務計画書

令和 年 月 日

受注者 所在地  
社名  
代表者名

業務委託仕様書の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

各業務について、次のとおり実施します。

1. 業務を行うにあたり必要な資格等  
契約書に記載のとおり

2. 収集

場所	日時			従事人数	現場責任者氏名	運搬用車両	
	日付	開始予定時刻	終了予定時刻			車種	車両番号
仕様書のとおり							

3. 最終処分

場所	日付	開始予定時刻	終了予定時刻

誤

様式3

完了届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市財政局税務総長 様

住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

下記業務が完了しましたので、お届けします。

記

名 称	令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市 税事務所)
契約金額	
契約年月日	令和 年 月 日
期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

以上

様式3

完了届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市財政局税務総長 様

住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

下記業務が完了しましたので、お届けします。

記

名 称	令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市 税事務所)
契約金額	
契約年月日	令和 年 月 日
期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

以上

正

様式3

完了届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市財政局税務総長 様

住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名

下記業務が完了しましたので、お届けします。

記

名 称	令和6年度 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(なんば市 税事務所)
契約金額	
契約年月日	令和 年 月 日
期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

以上